

事務連絡
平成30年9月3日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

平成30年7月豪雨に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の
請求の取扱いについて（8月サービス提供分以降）

平成30年7月豪雨による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等、特定障害者特別給付費等、地域相談支援給付費等及び計画相談支援給付費等並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所給付費等、障害児入所給付費等及び障害児相談支援給付費等（以下これらを総称して「介護給付費等」という。）の請求に係る事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、管内市町村、事業者等及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への周知について、遺漏なきようお願いしたい。

記

1 平成30年8月サービス提供分以降に係る介護給付費等の請求について

平成30年8月サービス提供分（9月請求分）以降の介護給付費等の請求については、被災地における障害福祉サービス等の事業所の状況に鑑み、原則として概算による請求を行わないこととし、通常の方法による請求が引き続き困難な障害福祉サービス等の事業所については、個別に市町村等に相談する取扱いとする。

2 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成30年8月サービス提供分（9月請求分）において、通常の方法による介護給付費等の請求を行う場合には、「平成30年7月豪雨に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて（7月サービス提供分）」（平成30年8月2日付事務連絡）（以下「平成30年8月2日付事務連絡」という。）の「3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて」により行うこと。なお、8月サービス提供分（9月請求分）に係る請求明細書の提出期限は通常どおり9月10日までとすること。

また、請求明細書の提出後に介護給付費等に不足があったことが判明した場合には、過誤調整及び再請求を行うことも可能である。

3 国保連における一次審査結果について

国保連における一次審査結果については、平成30年7月サービス提供分（8月請求分）においては、平成30年8月2日付事務連絡の「5 国保連における一次審査結果について」により行うこととしているが、平成30年8月サービス提供分（9月請求分）以降についても別途本職により連絡するまで、引き続き以下のエラーコードを警告（重度）とするので、御承知おきたい。

【「エラー」から「警告（重度）」に変更するエラーコード一覧】

エラーコード	エラー内容
EG13	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません
EG88	資格: 受給者台帳の「障害支援区分」の期間が有効期間外です
EN21	資格: 請求額集計欄の「利用者負担額②」が「1割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません
EN24	資格: 請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳の「多子軽減対象区分」に応じた値と一致していません
EN25	資格: 請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が受給者台帳の給付費等の額の特例情報「都道府県等が定める額」と一致していません

※1：当該措置は広島県、岡山県及び京都府に限定したものであり、該当する府県以外の都道府県及び市町村においては、一次審査結果への影響は発生しない。

※2：当該措置により、上記エラーコードに該当するものは広島県、岡山県及び京都府内全市町村で国保連の一次審査結果がエラーから警告（重度）に変更されることとなるので、通常の二次審査業務が可能な市町村においては、上記エラーコードについて二次審査を行い支払いの可否を判断する必要がある。